

介護保険関連施設等施設整備事業費補助を活用した施設整備の方針

介護保険関連施設等施設整備事業費補助の対象のうち、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び介護老人保健施設の施設整備の方針を次のとおり定める。
方針は、関係法令及び各施設の設備及び運営に関する基準に加えて運用する。

1 各施設の共通事項（建築全般・立地）

- ① 各施設の設計は、静岡県建築構造設計指針・同解説 2014 年版、平成 27 年 4 月 1 日適用（平成 27 年 2 月 6 日付け住安第 3088 号静岡県くらし・環境部建築住宅局建築安全課長通知）に準拠するように努めること。
- ② 各施設は、静岡県福祉のまちづくり条例（平成 7 年条例第 47 号）及び静岡県福祉のまちづくり条例施行規則（平成 8 年静岡県規則第 1 号）に適合するように努めること。
- ③ ユニット型施設は、「個室ユニットケア型施設計画ガイドライン」（平成 17 年 9 月 30 日発行、編集・発行：社団法人日本医療福祉建築協会、製作・発売：中央法規出版株式会社）に準拠するように努めること。
- ④ 施設を新設する場合は、津波、土砂災害、風水害などによる被災の危険性が低い場所に整備するように努めること。また、それらの危険性がある場所の既存施設について、増改築等が必要な場合は必要な対策を講じるように努めること。
- ⑤ 各施設は、利用者が住み慣れた地域社会において、安心して利用できることが理想であることから、市街地への立地が望ましい。

2 特別養護老人ホーム

- ① 施設は、ユニット型の整備を基本とする。ただし、市町において、従来型の施設整備を必要とする場合は、事業者公募前に県と協議を行うこと。多床室を整備する場合は、建具による間仕切りを設置し、介護報酬における準ユニットケア加算が算定できる施設要件を満たし、入居者のプライバシーに配慮された構造とすること。また、居室にはブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- ② 便所は、居室ごとに整備することが望ましい。また、居室ごとに整備することができない場合も、ユニット等の区画内に分散して設置し、定員 3 人に 1 箇所以上（1 ユニット等：定員 10 人の場合は 3 箇所以上）の割合で設けるように努めること。また、便所は介護用を設置しブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- ③ 浴室は、個別浴槽を基本とし、脱衣室はプライバシーの確保に配慮した設備等を設けるように努めること。また、介護度が高い方も入浴できるようにリフト等の設備を設けることが望ましい。
- ④ 廊下は、車椅子が支障なく通行できる幅（設備基準以上）を確保し、手すりを設置すること。
- ⑤ 共同生活室（食堂）は、入居者が食事、談話等を行うのに十分な広さ（設備基準以上）を確保すること。台所は、入所者も使用可能な設備とすることが望ましい。
- ⑥ 洗面設備は、介護を必要とする者が使用するのに適したものを設置すること。

- ⑦ 職員の労働環境は、介護職員室等の職員の事務処理、休憩、着替え等に必要な設備、場所等を設けるように努めること。
- ⑧ 2階建て以上の建物は耐火建築物とし、平屋建ての建物は耐火建築物又は準耐火建築物とすること。
- ⑨ 整備用地は、自己所有又は国若しくは地方公共団体からの借地であることが望ましい。

3 軽費老人ホーム（特定施設入居者生活介護）

- ① 居室は個室とし、特定施設入居者生活介護の指定を受けるユニット型の整備を基本とする。ただし、市町において、従来型の施設整備を必要とする場合は、事業者公募前に県に相談すること。また、居室にはブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- ② 便所は、居室ごとに整備することが望ましい。また、居室ごとに整備することができない場合も、ユニット等の区画内に分散して設置し、定員3人に1箇所以上（1ユニット等：定員10人の場合は3箇所以上）の割合で設けるように努めること。また、便所は介護用を設置しブザー又はこれに代わる設備を設けるように努めること。
- ③ 浴室は、個別浴槽を基本とし、脱衣室はプライバシーの確保に配慮した設備等を設けるように努めること。また、介護度が高い方も入浴できるようにリフト等の設備を設けることが望ましい。
- ④ 廊下は、車椅子が支障なく通行できる幅を確保し、手すりを設置するように努めること。
- ⑤ 共同生活室（食堂）は、入居者が食事、談話等を行うのに十分な広さを確保するように努めること。また、台所は、入居者も使用可能な設備とすることが望ましい。
- ⑥ 洗面設備は、介護を必要とする者が使用するのに適したものを設置するように努めること。
- ⑦ 職員の労働環境は、介護職員室等、職員の事務処理、休憩、着替え等に必要な設備、場所等を設けるように努めること。
- ⑧ 建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすること。
- ⑨ 整備用地は、自己所有又は国若しくは地方公共団体からの借地であること。

4 養護老人ホーム

- ① 居室は、個室を基本とし特定施設入居者生活介護の指定を受けることが望ましい。ただし、市町において、多床室の施設整備を必要とする場合は、入所者のプライバシーに配慮された構造とするように努めること。また、居室にはブザー又はこれに代わる設備を設けるように努めること。
- ② 便所は、居室ごとに整備することが望ましい。また、居室ごとに整備することができない場合も分散して設置し、定員3人に1箇所以上（1ユニット等：定員10人の場合は3箇所以上）の割合で設けるように努めること。また、便所は介護用を設置しブザー又はこれに代わる設備を設けるように努めること。
- ③ 浴室は、個別浴槽を基本とし、脱衣室はプライバシーの確保に配慮した設備等を設け

るように努めること。また、介護度が高い方も入浴できるようにリフト等の設備を設けることが望ましい。

- ④ 廊下は、車椅子が支障なく通行できる幅を確保し、手すりを設置するように努めること。
- ⑤ 食堂は、入所者が食事、談話等を行うのに十分な広さを確保するように努めること。また、台所は、入所者も使用可能な設備とすることが望ましい。
- ⑥ 洗面設備は、介護を必要とする者が使用するのに適したものを設置するように努めること。
- ⑦ 職員の労働環境は、職員室等の職員の事務処理、休憩、着替え等に必要な設備、場所等を設けるように努めること。
- ⑧ 建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすること。
- ⑨ 整備用地は、自己所有又は国若しくは地方公共団体からの借地であること。

5 介護老人保健施設

- ① 施設は、ユニット型の整備を基本とする。ただし、市町において、県補助を活用して従来型の施設整備を必要とする場合は、事業者公募前に県に相談すること。多床室を整備する場合は、建具による間仕切りを設置し、入所者のプライバシーに配慮された構造とすること。また、居室にはブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- ② 便所は、療養室ごとに整備することが望ましい。また、療養室ごとに整備することができない場合も、ユニット等の区画内に分散して設置し、定員3人に1箇所以上（1ユニット等：定員10人の場合は3箇所以上）の割合で設けるように努めること。また、便所は介護用を設置しブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- ③ 浴室は、個別浴槽を基本とし、脱衣室はプライバシーの確保に配慮した設備等を設けるように努めること。また、介護度が高い方も入浴できるようにリフト等の設備を設けること。
- ④ 廊下は、車椅子が支障なく通行できる幅（設備基準以上）を確保し、手すりを設置すること。
- ⑤ 共同生活室（食堂）は、入居者が食事、談話等を行うのに十分な広さ（設備基準以上）を確保すること。台所は、入所者も使用可能な設備とすることが望ましい。
- ⑥ 洗面設備は、介護を必要とする者が使用するのに適したものを設置すること。
- ⑦ 職員の労働環境は、介護職員室等の職員の事務処理、休憩、着替え等に必要な設備、場所等を設けるように努めること。
- ⑧ 2階建て以上の建物は耐火建築物とし、平屋建ての建物は耐火建築物又は準耐火建築物とすること。
- ⑨ 整備用地は、自己所有又は国若しくは地方公共団体からの借地であることが望ましい。